

プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準

平成21年9月9日

市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、プロポーザル方式による業者選定情報に係る行政情報の稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）に基づく開示請求に対する開示基準（以下「開示基準」という。）を定めることにより、稲城市が行うプロポーザル方式による業者選定事務の適正な遂行を図り、かつ、参加する法人等の事業運営が損なわれることを防止することを目的とする。

(公開対象文書及び公開基準)

第2条 開示基準は、次に定める表のとおりとする。

対象文書名		契約 締結前	契約締結後		備考
			契約者	非契約者	
提案 書類	提案法人等名	×	○	○	
	参加希望書（公募型）	×	△	△	
	企画提案書	×	○	×	
	見積書	×	△	×	
	受注体制文書	×	△	×	
	その他提出書類	×	△	×	
採点表		×	○		
選定説明資料、仕様書、提案理由書（審査項目、評価基準、配点等を含む。）		○	○		
選定委員名簿		×	△※		※市職員で構成されている場合は、課長職以上のみ開示とする。
選定委員会内容		×	△※		※構成委員の各発言内容が特定される場合は、各委員名を非開示とする。
選定・非選定決定通知書		—	○		
契約書		—	○		

注1 ○：開示、△：一部非開示情報を含む、×：非開示

注2 「非契約者」には、辞退者は含まれないものとする。

(情報提供等)

第3条 市長は、稲城市情報公開条例第28条の規定により、前条に規定する基準に基づき、情報提供を積極的に行うものとする。

2 市長は、プロポーザル方式による業者選定に応募する法人等に対し、この基準を事前に了知し、かつ了解を得るものとする。

付 則

この基準は、市長の決裁の日から施行する。